

各種委員会委員の推薦に関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、定款施行細則第7章に規定される各種委員会委員について、推薦の方法を定めるものである。
- 2 各種委員会の委員の推薦（退任を含む）は、理事が別に定める推薦書（申請書）により行う。
- 3 推薦に際しては、当該委員会の業務にかかる適性、委員構成上のバランス、過去に推薦されたが委員に選任されなかった者等を十分に考慮する。
なお、調整、審議段階で変更もありうるため、候補者本人の事前承諾は得ないものとする。
- 4 委嘱時期は、原則として年1回、7月1日付けとし、必要に応じて1月1日付けの委嘱をする。
- 5 推薦の申請期間は、原則として4月1日～4月末とする。必要に応じて後期に委嘱する場合は、10月1日～10月末とする。
- 6 推薦された委員（委嘱・退任）は、事前に業務執行理事会で調整する。
- 7 理事会の承認後、理事長が委員を委嘱する。
- 8 プロジェクト委員会の委員については、別に定める。

附 則

本申し合わせは、平成11年5月 8日より施行する。
平成13年1月27日より施行する。
平成25年6月12日より施行する。
平成26年11月29日より施行する。

附則

本申し合わせは、平成31年3月16日より施行する。

退任委員候補申請書

平成 年度（前期・後期）

[委員会名：_____]

委員の氏名：	_____
摘 要：	_____

委員の氏名：	_____
摘 要：	_____

委員の氏名：	_____
摘 要：	_____

平成 年 月 日

申請者名： (署名)